

行政相談所を開設します

10月18日から10月24日までの一週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県および市町村)や特殊法人などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

行政相談委員は、いつでも自宅で相談に応じますのでお気軽にご相談ください。

また、次により相談所を開設しますので、ぜひこの機会にご利用ください。

なお、当日は福島評価事務所職員も立ち会います。

●行政相談員



二瓶洋輔氏

谷津作字松葉1番地の2

☎72-32297

●行政相談会

▽日時

10月20日(水)

午前10時から午後3時まで

▽場所

多目的研修集会施設

国民年金「こーな」

国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

●障害基礎年金

障害基礎年金は、障がいの原因となった病気やけがの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。年金額は、障がいの程度が一級のときが99万1000円(平成22年度価格・年額・以下同じ)、それより軽い程度の二級のときが79万2,100円です。また、障害基礎年金には予(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で一級・二級の障がい状態にある子・以下同じ)の加算額があつて、その額は一人について7万5,900円(ただし、二人目までは一人について22万7,900円)です。

●遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が一人の妻に支給さ

れるときが102万円、一人の子だけに支給されるときが79万2,100円です。また、子が二人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

●年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日など(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、三分の二以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(三分の二要件)」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金などから老齢年金を受けている期間は除かれます。

※厚生年金の加入期間や、第三号被保険者の期間は、「保険料を納めた期間」とされます。

また、「三分の二要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日などのある月の前々月までの一年間のすべての期間が

保険料を納めた期間または保険料を免除された期間であれば良いことになっていきます。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。

ご自身が、保険料納付要件を満たしているかどうか心配な方や国民年金の詳細を知りたい方は、お住まいの市町村の国民年金の窓口またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

●厚生年金の加入者

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

☎郡山年金事務所

024-93213434

☎町民生活課

72-6933